公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件

○環境省告示第十五号（令和八年三月二十七日）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十二条の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

年齢階層	性別	
	男子	女子
昭和六十一年四月二日から平成三年四月一日までの間に生まれた者	三二九、一〇〇円	二五三、七〇〇円
昭和五十六年四月二日から昭和六十一年四月一日までの間に生まれた者	三五四、〇〇〇円	二五七、三〇〇円
昭和五十一年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	三七六、五〇〇円	二六六、三〇〇円
昭和四十六年四月二日から昭和五十一年四月一日までの間に生まれた者	三八四、九〇〇円	二六四、〇〇〇円
昭和四十一年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	三九五、三〇〇円	二六一、二〇〇円
昭和三十六年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	三〇六、〇〇〇円	二二八、六〇〇円
昭和三十一年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	三〇六、〇〇〇円	二二八、六〇〇円
昭和三十一年四月一日以前に生まれた者	二三七、八〇〇円	一九七、八〇〇円

附　則

1　この告示は、令和八年四月以降の月分の障害補償費について適用し、令和八年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

2　令和七年三月環境省告示第二十六号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。